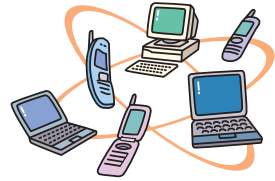


2009年1月から
株券が電子化されます

2009年1月、
上場会社の株券が
電子化されます。

株券電子化によ
り、上場会社の株
券は無効となり、
株券の権利は証



券会社などの金融機関の口座で電
子的に管理されます。

お手元の株券が本人名義になつて
いない場合は、電子化により株主
としての権利を失うおそれがあり
ますので、注意が必要です。ご自宅
のタンスや貸金庫で長期保管され
ている株券の中には、名義書き換
えや転居の際の住所変更などが済
んでいないものもあると考えられ
ますので、この機会に確認される
ことをお勧めします。

株券電子化により、株式の管理や
取引が、より効率的に、より安全に
行えるようになります。

詳しくはお問い合わせください。
(平日の午前9時～午後5時)

日本証券業協会 証券決済制度改
革推進センター

(03)3367局4500

TAX 税

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が
軽自動車を所有している場合、障害
の程度により軽自動車税が減免され
る制度があります。この制度を受け
るためには手続きが必要ですので、
対象となる方は申請してください。

対象 障害のある方が運転する
場合 障害のある方と生計を同じに
している方が運転する場合 障害の
ある方のみの方の世帯のため、常時介護
者が運転
する場合

(常時介護
者である
証明が必
要な場合
もありま
す)



申請期限 5月26日(月) そ
の他 詳しくはお問い合わせくださ
い。

税務課

23局3509 FAX 23局0180

平成20・21年度の田原市小規模契約希望者
～ 受付を開始します～

平成20・21年度に田原市が発注する業務などのうち、
小規模な業務などの方の契約を希望される方の登録を
受け付けます。申し込み方法および詳細については、次
のとおりです。

登録できる方

- 市内に主たる事業所を置いている方
- 田原市建設工事等入札参加資格審査を受けていない方

受付期間

平成20年4月1日から随時(市役所開庁時に限りです)

受付場所

契約検査室(市役所南庁舎2階)

提出書類(郵送不可)

個人の方 = 申請書、市税の未納がない証明書、住民票、身
分証明書

法人の方 = 申請書、市税の未納がない証明書、登記事項
証明書、許可証の写し

詳しくはホームページをご覧ください。か、お問い合わせ
ください。

契約検査室 23局3505 FAX 23局0180

http://www.city.tahara.aichi.jp

固定資産税課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土
地と家屋の評価について、5月中旬
に発送する固定資産税の納税通知書
と併せて、お持ちの土地と家屋の課
税明細書を郵送します。内容を確認
のうえ、不明な点などがありました
らお問い合わせください。

なお、登録された価格について不
服のある方は、通知を受け取った日
から60日以内に、固定資産評価審査
委員会に審査を申し出ることができ
ます。

納期前納付報奨金制度を
廃止します

平成20年度から、市県民税、固定
資産税、都市計画税の納期前納付報
奨金制度を廃止します。

口座振替、納付書納付にかかわら
ず、年税額を一括で納めていただ
いた場合にも、報奨金は交付されま
せんでご注意ください。

詳しくはお問い合わせください。

税務課

23局3509 FAX 23局0180